

30 土第 481 号
平成 30 年 10 月 12 日

建設業関係団体の長 様

愛媛県土木部長
(公印省略)

営業所における専任の技術者の取扱いについて (通知)

建設業法 (昭和 24 年法律第 100 号) 第 7 条第 2 号の規定に基づき、営業所ごとに専任で配置される技術者 (以下「営業所の専任技術者」という。) については、営業所に常勤して専らその職務に従事することが求められているところです。ただし、国土交通省により示されている「監理技術者制度運用マニュアル」において、「特例として、当該営業所において請負契約が締結された建設工事であって、工事現場の職務に従事しながら実質的に営業所の職務にも従事しうる程度に工事現場と営業所が近接し、当該営業所との間で常時連絡をとりうる体制にあるものについては、所属建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある場合に限り、当該工事の専任を要しない監理技術者等となることができる」とこととされています。

県発注工事においても、原則として営業所の専任技術者が主任 (監理) 技術者となることを認めておりませんが、今後、各発注機関から平成 30 年 7 月豪雨災害に係る災害復旧工事等の発注が集中し技術者の不足が懸念されますので、営業所の専任技術者の他に配置する技術者がいない場合は各発注機関にご相談ください。

その際、工事内容や営業所と工事現場の距離、営業所での業務量など、総合的に勘案し特例措置の適否を判断する必要がありますので、必ず工事の入札前にご相談いただきますようお願いいたします。

なお、営業所の専任技術者が、現場代理人及び専任での配置を要する主任 (監理) 技術者になることは、認められません。

貴職におかれましては、趣旨を十分ご理解のうえ、貴会員 (組合員) に対する周知をお願いいたします。

問い合わせ先

〔建設業法における主任 (監理) 技術者関係〕
愛媛県土木部土木管理局土木管理課建設業係
松代、三木、西田、楠

TEL : 089-912-2644 (係直通)

〔入札契約制度関係〕

愛媛県土木部土木管理局土木管理課契約係
菅、木戸岡、峯松、西谷

TEL : 089-912-2643 (係直通)

営業所における専任の技術者の取扱いについて

県発注工事において、原則として営業所における専任の技術者（以下「営業所の専任技術者」という。）が主任（監理）技術者となることを認めておりませんが、今後、各発注機関から平成 30 年 7 月豪雨災害に係る災害復旧工事及び災害関連工事等の発注が集中し技術者の不足が懸念されますので、営業所の専任技術者の他に配置する技術者がいない場合は、各発注機関へご相談ください。

※相談に当たっての留意事項

各発注機関において、国土交通省が示す「監理技術者制度運用マニュアル」における特例の要件に合致するかを、工事内容や営業所と工事現場の距離、営業所での業務量など、総合的に勘案し、判断する必要がありますので、必ず工事の入札前にご相談ください。

監理技術者制度運用マニュアル（抜粋）

- 営業所における専任の技術者は、営業所に常勤して専らその職務に従事することが求められている。
- ただし、特例として、
 - ①当該営業所において請負契約が締結された建設工事であって、
 - ②工事現場の職務に従事しながら実質的に営業所の職務にも従事しうる程度に工事現場と営業所が近接し、当該営業所との間で常時連絡をとりうる体制にあるものについては、
 - ③所属建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある場合に限り、
 - ④当該工事の専任を要しない監理技術者等になることができる。

※営業所の専任技術者が、現場代理人及び専任での配置を要する主任（監理）技術者になることは認められませんのでご注意ください。